

平成24年度 第2回
大阪航空局 総合評価等に関する委員会

平成25年3月21日

平成24年度 第2回 大阪航空局 総合評価等に関する委員会

目 次

I. 総合評価落札方式の運用について【工事関係】

資料1 標準型(WTOタイプ)の評価基準について…………… P2

II. 総合評価落札方式の運用について【建設コンサルタント業務関係】

資料2 建設コンサルタント業務等における
標準的な発注方式事例(建築)について(報告)…………… P7

資料3 建設コンサルタント業務等における再委託について(報告)… P8

資料1 標準型(WTOタイプ)の評価基準について(1)

・大阪航空局においては、これまでの総合評価等に関する委員会で審議を経た簡易Ⅰ型(旧 簡易型)、簡易Ⅱ型(旧 実績重視型)の評価基準にて運用しているが、今般、建築工事の標準型(WTOタイプ)の評価基準を新たに設定する。

【高度技術提案型】

高度な技術提案を要する工事

【標準型】

技術的な工夫の余地のある工事

【簡易Ⅰ型】

技術的な工夫の余地が小さい工事

【簡易Ⅱ型】

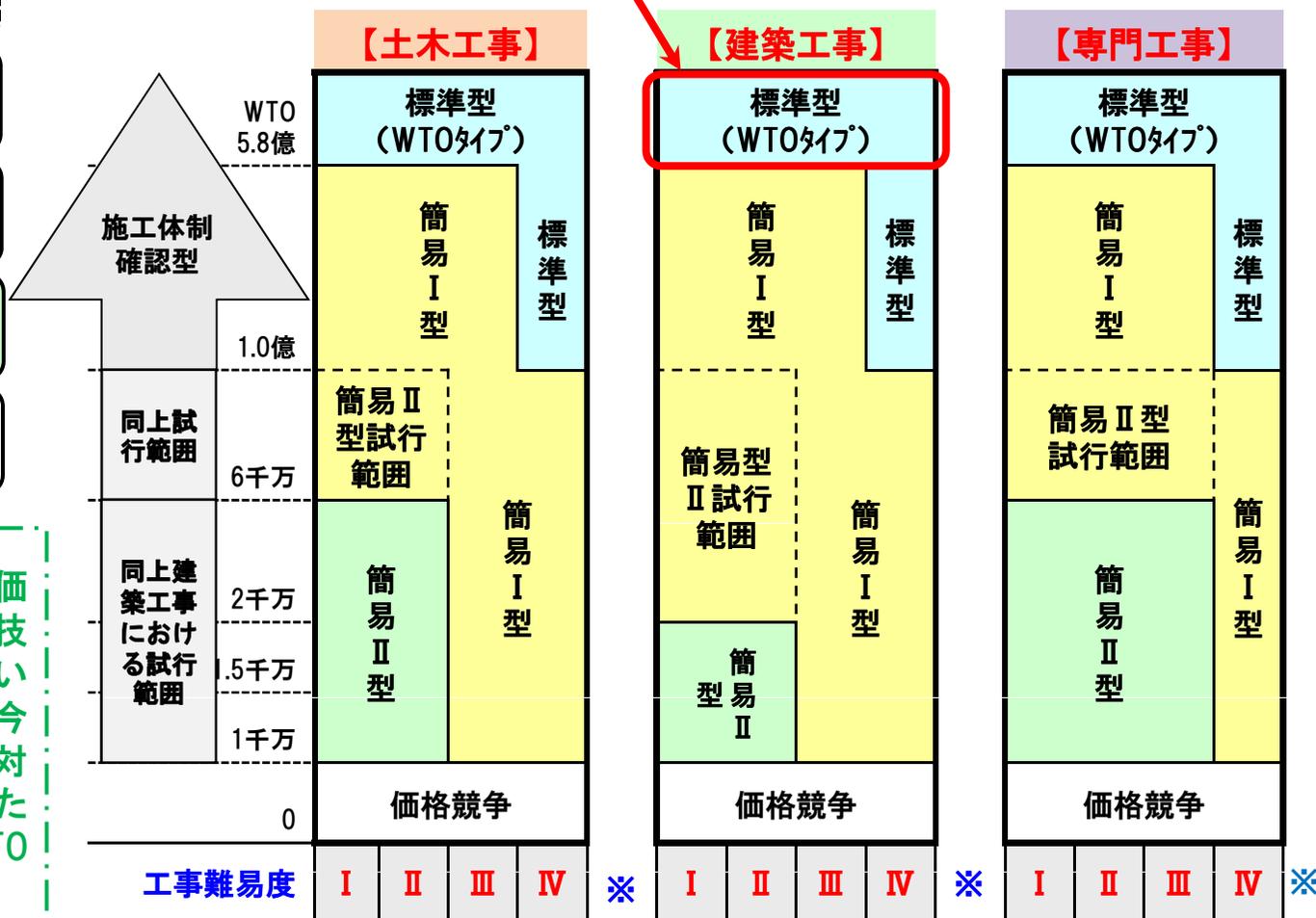
比較的小規模で施工計画の工夫の余地が小さい工事

【価格競争】

技術的な工夫の余地がない工事

今回の評価基準設定対象

【平成24年度：空港部】



※国土交通省(本省)では現在、総合評価落札方式の見直し(施工能力の評価と技術提案の評価に二極化)が検討されていることと、大阪航空局空港部においては今後1~2年で標準型の適用工事がWTO対象の建築工事以外に見込まれていないため、今回は建築工事における標準型(WTOタイプ)の評価基準のみを設定する。

※ 難易度はV以上もあるが、大阪航空局においては想定されていないので設定上除外

資料1 標準型(WTOタイプ)の評価基準について (2)

・総合評価落札方式における品質を確保するために求める競争参加者の技術力等の指標である技術評価点のうち、標準型(WTOタイプ)の加算点について、評価項目、評価基準及び配点を設定する。

総合評価落札方式

◇ 技術評価点

価格と品質(企業の技術力等、社会的信頼性等)を総合的に評価する総合評価落札方式における品質の指標となる工事目的物の性能等の評価点数

技術評価点 = 標準点 + 加算点 + 施工体制評価点(施工体制確認型の場合)

標準点 : 100点(基礎点)

加算点 : 10点~70点(満点の設定範囲)

施工体制評価点 : 30点(満点)

大阪航空局の建築工事における標準型(WTOタイプ)の加算点に係る評価基準等を今回設定

◇ 評価値

総合評価落札方式における落札者を決定するための数値

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

入札価格 : 評価値算定時は単位を億円とする。

資料1 標準型(WTOタイプ)の評価基準について (3)

- ・5. 8億円以上の政府調達に関する協定に基づき行われる工事は、技術提案を求め実現性等について評価するものとする。
 なお、外国企業が入札に参加できることから、過去の実績等による企業の能力や配置予定技術者の能力は、加算点の評価項目として設定しない。

[標準型(WTOタイプ)]

評価区分	評価項目	評価基準		加算点		
技術提案	下記の①～④の大項目(※1)から案件毎に2テーマ(※2)を設定する。 ①総合的なコストの縮減 ②工事目的物の性能、機能の向上 ③社会的要請への対応 ④個別テーマの施工計画	テーマ1 に対する 技術提案	「優」 一般的事項に加えて、特に優れた提案の記述が具体的にあり、高い効果が期待できるもの。	20	最大 20点 【A】	40点
			「良」 一般的事項に加えて、優れた提案の記述があり、効果が期待できるもの。	10		
			「可」 特段の工夫が見られず、一般的な記述に止まっているもの。	0		
		テーマ2 に対する 技術提案	「優」	20	最大 20点 【B】	
			「良」	10		
			「可」	0		
加算点 合計				40点		

※1 : P. 6に大項目、中項目、小項目の詳細を記載。

※2 : 指定するテーマ数は2を基本とし、工事内容により3とすることも可とする。加算点合計はテーマ数に拘わらず40点とする。

資料1 標準型(WTOタイプ)の評価基準について (4)

・必要に応じて配置予定技術者に対しヒアリングを実施し、その回答内容に応じて提出された技術提案の評価点(加算点)に係数(1.0~0.0)を乗じる。

[標準型(WTOタイプ)]

評価区分	ヒアリング項目	評価基準	評価係数	
技術者 ヒアリング	テーマ1に対する技術提案	「優」 技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。またそのことを工事特性との関係を踏まえ、説得力を持って説明できる。	1.0	【a】
		「良」 技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が発揮されるために配慮すべき事項が適切である。またそのことを一般的に説明できる。	0.5	
		「可」 上記以外	0.0	
	テーマ2に対する技術提案	「優」	1.0	【b】
		「良」	0.5	
		「可」	0.0	

$$(\text{ヒアリング実施後の加算点:最大40点}) = ([A] \times [a] + [B] \times [b])$$

資料1 標準型(WTOタイプ)の評価基準について (5)

・技術提案を求める評価項目(テーマ)については、工事の施工条件や環境条件等から工事毎に施工上の技術的課題を踏まえて設定する。

評価項目(テーマ)の設定

大項目	中項目	小項目
総合的なコストの縮減に関する事項	ライフサイクルコスト	維持管理費
	その他	更新費 補償費
工事目的物の性能、機能の向上に関する事項	性能・機能	初期性能の持続性
		強度
		耐久性
		安定性
		美観
社会的要請への対応に関する事項	環境の維持	供用性
		騒音
		振動
		粉塵
		悪臭
		水質汚濁
		地盤沈下
		土壌汚染
	景観	
	特別な安全対策	安全対策の良否
	省資源対策又はリサイクル対策	省資源対策
リサイクルの良否		

参照：公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集(第1版)(19.1 中央省庁営繕担当課長連絡調整会議)

資料2 建設コンサルタント業務等における 標準的な発注方式事例(建築)について(報告1)

大阪航空局建築室で実施する設計業務

- ・庁舎、管制塔、検査機格納庫、消防庁舎・車庫、無線局舎、電源局舎、立体駐車場等の新築、増築、改修設計
- ・航空保安施設等重要な施設の耐震改修設計

【Ⅰ】プロポーザル方式

設計業務内容が、高い知識又は構想力・応用力が必要とされ、「提出された技術提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる業務」に該当するもの



【プロポーザル方式】

大阪航空局が整備する庁舎・管制塔、格納庫、航空交通管制部庁舎等で、高度な技術等が要求される建物の設計等。



【Ⅱ】総合評価方式

設計業務内容が、高い知識又は構想力・応用力が必要とされ、「入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務」に該当するもの



【総合評価方式】

【Ⅰ】、【Ⅲ】以外の業務



【Ⅲ】価格競争方式

設計業務内容が、「一定の資格・実績・成績等を付すことにより品質を確保できる業務」に該当するもの



【価格競争方式】

予定価格1000万円未満の業務

大阪航空局が整備する車庫、無線局舎、電源局舎等で創意工夫の余地の少ない簡易な建物の設計等。



資料2 建設コンサルタント業務等における 標準的な発注方式事例(建築)について(報告2)

建築物等の点検

「建築物等の点検」は、大阪航空局で整備した建物等を、「航空局における建築物点検要領」等に定められた点検方法(チェックシートの項目毎に目視、打診等を行う。)により点検するものであり、建物等の保全状況等を把握するために行う点検業務である。



本業務内容は、「**一定の資格・実績・成績等を付すことにより品質を確保できる業務**」に該当することから、【**価格競争方式**】を適用することとしたい。

実施例

- 1) 平成24年度建築施設点検業務(福岡航空交通管制部外2官署)
 - ・対象空港 高松空港、松山空港、福岡航空交通管制部
 - ・対象施設 空港庁舎等 13棟
 - ・予定価格 約200万円
- 2) 平成24年度建築施設点検業務(関西空港事務所外3官署)
 - ・対象空港 関西空港、小松空港、美保空港、富山空港
 - ・対象施設 空港庁舎等 8棟
 - ・予定価格 約180万円

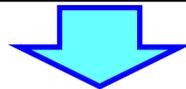


資料3 建設コンサルタント業務等における再委託について(報告)

大阪航空局土木設計業務委託契約における再委託のあり方

【確認結果】

- ◇ 共通仕様書、契約書の再委託に関する規定を確認
 - ・航空局の空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書及び契約書にて、各業務の「主たる部分」の再委託はしてはならないこと、「軽微な部分」については再委託の承諾を要しないこと、を規定している。
 - ・地方整備局の土木設計業務の共通仕様書においては、「随意契約により契約を締結した業務においては、申請があったときは原則として業務委託料の1/3以内で再委託を承諾する」と規定している。



【今後の対応】

- ◇ 上記についての対応
 - ・大阪航空局で発注する土木設計業務のうち、『随意契約(プロポーザル方式を含む。)により調達を行う業務については、再委託額が業務委託料の1/3を超える場合は、その理由を確認し、やむを得ない理由が認められる場合において承諾をする』ことを特記仕様書または現場説明書に記載することとしたい。